

## 八女市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(平成30年4月24日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、八女市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の申請をすることができる者は、次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 行政区
- (2) その他市長が認める団体

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、八女市内において新たに設置する防犯カメラに要する費用のうち、保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費を除く次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用及び設置工事費用
- (2) 防犯カメラの設置を示す看板設置費用
- (3) その他設置に必要な経費

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象となる経費の額の4分の3以内の額とする。ただし、防犯カメラ1台につき25万円を限度とする。

- 2 前項に定める補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助申請台数は、当該年度において申請1団体につき4台を限度とする。

(事前協議)

第5条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ八女市防犯カメラ設置補助金事前協議申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置計画図（防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面）
- (2) 防犯カメラの仕様書及び概要が分かる資料（図面、カタログ等）
- (3) 業者からの設置費用見積書

- (4) 団体規約及び役員名簿
- (5) 設置場所の土地の所有者が分かるもの

2 前項に定める書類の受付に関することは、当該年度毎に公表する。

(補助金の交付内示)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、警察等との関係機関と協議の上、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに、八女市防犯カメラ設置補助金交付内示書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、補助金の交付申請をする際は、八女市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業収支予算書
- (2) 防犯カメラ管理運用規程（案）
- (3) 管理運用責任者及び操作取扱者（新規・変更）届出書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金の交付を決定し、八女市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる事項につき条件をつけるものとする。

- (1) 福岡県が定める「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守すること。
- (2) 補助決定台数を増台又は補助決定金額を増額しようとする場合においては、八女市防犯カメラ設置補助金交付変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第8条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、八女市防犯カメラ設置補助金交付申請取下書（様式第7号）を交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に提出し、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（防犯カメラの処分の制限及び関係書類の整備）

第11条 補助事業者は、防犯カメラ設置後5年間については、市長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

3 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに八女市防犯カメラ設置補助事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 設置場所の工事前後の写真
- （2） 領収書又は請求書の写し
- （3） 補助事業収支決算書
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを八女市防犯カメラ設置補助事業実績調査確認書（様式第9号）をもって調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、八女市防犯カメラ設置補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年3月24日から施行し、同年4月1日から適用する。